

第4章 『停める』

駐輪場整備・放置自転車対策

駐輪台数や利用形態のニーズを把握した上で駐輪場を整備し、駐輪マナーの向上と放置自転車の撤去徹底の取組を推進します。

1. 平塚駅周辺の駐輪対策

これまで第1章で述べてきたように、駐輪対策については課題が未だに残されているものの、効果は実証されてきていることを踏まえ、継続して3つの方針「駐輪場の整備」「駐輪マナーの向上」「放置自転車の撤去徹底」を基本として、ハード、ソフトの両面から駐輪対策に取り組みます。

「駐輪マナーの向上」については、キャンペーンや交通安全教室等を通じて引き続き啓発に努めます。「放置自転車の撤去徹底」についても、条例の適正な運用を図りながら、撤去や保管、処分を行います。また、必要に応じて自転車等放置禁止区域の拡大も検討します。

本章では、その中でも最も重要となる「駐輪場の整備」を中心に方針を示します。具体的には、現在の駐輪場の供給量と各地区の駐輪ニーズを比較したうえで必要整備台数を算出し、民間事業者との適正な役割分担のもと駐輪場の整備を推進します。さらには、自転車利用者の目的や出発地、駐輪時間等の利用特性も考慮に入れ、中心市街地における買物客等への駐輪対策も示します。計画の実施にあたっては、商業者や鉄道事業者等にも協力を得ながら、引き続き公益財団法人平塚市まちづくり財団と協議をしながら進めていきます。

2. 駐輪場の整備

2-1. 駐輪需要の現状

(1) 駐輪特性と放置自転車の台数から考える駐輪需要

駐輪特性から考えた場合、朝から放置が確認できる自転車については通勤通学者、日中に確認されるものについては買物客等による放置が中心と考えられます。買物等を目的とする自転車利用者による放置自転車が、近年多くを占めており、目的とする施設のすぐ近くに短時間駐輪する傾向があります。

駅周辺の放置自転車台数

時間帯／場所	駅北側	駅南側	合計
午前8時半 (通勤通学等)	5台	0台	5台
午後1時 (買物等)	43台	6台	49台

(放置禁止区域内 平成30年10月平日調査)

(2) 定期利用待機や出発地から考える定期駐輪需要

駅周辺の放置自転車台数は減ってきていますが、駐輪場の定期利用待機台数と、居住地域の駐輪場が満車のため線路を越えた先の駐輪場を利用している台数といった視点からも、需要を検証する必要があります。

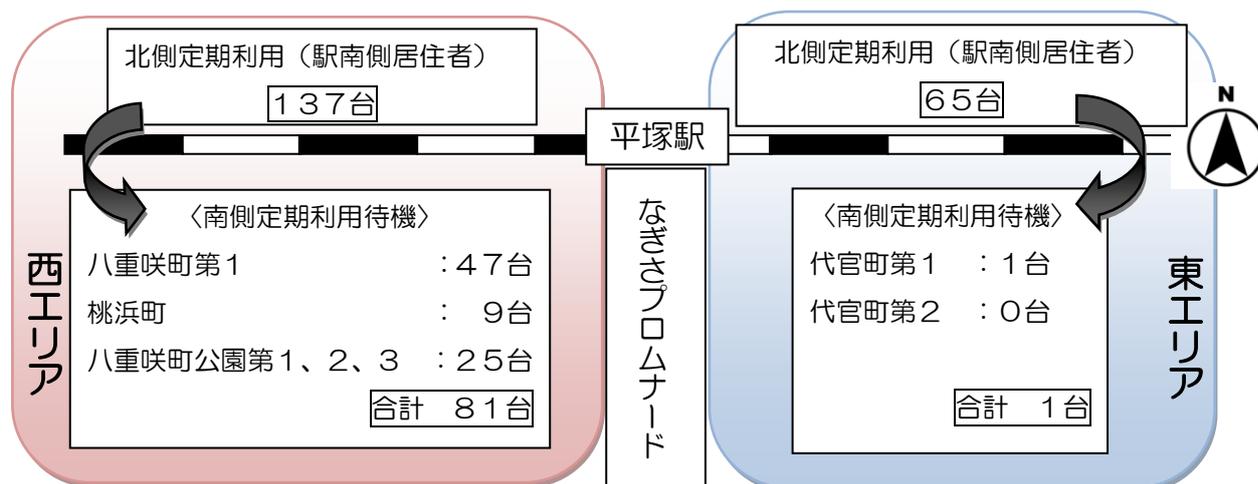
① 駅北側の駐輪需要

駅北側については、駐輪場に待機台数はなく、駐輪場には余裕があることから、さらなる駐輪需要は見込みません。

② 駅南側の駐輪需要

駅南側の西エリアについては、定期利用の需要が218台あります。その内訳は、駅南側居住者のなかで駅北側の定期駐輪場を利用している台数が137台、定期利用待機が81台あります。また、東エリアについては、定期利用の需要が66台あります。その内訳は駅南側居住者のなかで駅北側の定期駐輪場を利用している台数が65台、定期利用待機が1台あります。

駅南側での定期駐輪需要



(平成30年調査)

2-2. 駐輪場整備の方針

(1) 駐輪特性と放置自転車の台数から考える駐輪需要への対応

① 既存施設による対応

通勤通学等による放置自転車の収容は、既存駐輪場の定期利用において余裕があるため対応できます。また、買物客等による放置自転車の収容も、既存駐輪場の一時利用において余裕があるため対応できます。

② 買物客等用の駐輪場整備

買物客等は、既存駐輪場において台数面では余裕がある場合であっても、目的とする施設のすぐ近くに短時間駐輪する傾向があります。買物客等用の駐輪場は、本来的には商店街への来街者の利便性向上と事業者等の販売促進のために、事業者等自らによる駐輪場の整備が基本であると考えます。しかしながら、駐輪場整備には用地確保等の課題があることから、本市では、当面の対応として次のような駐輪対策に取り組みます。

(ア) 駐輪場の設置・管理の附置義務

「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、300㎡以上の店舗等面積を有する大型店舗等を新築あるいは増築する際にあわせて、駐輪場の設置・管理を義務付けており、引き続き当条例を適正に運用していきます。また、近年の駐輪ニーズの多様化に対応し、駐輪実態等を踏まえ必要に応じて附置義務の対象を拡大すること等も検討します。

(イ) 店舗や事業所等の空きスペースの活用

中心市街地等の用地が不足している地域では、市と商業者等による役割分担のもと、駐輪場整備が可能な場所の確保について検討します。具体的には、店舗や事業所の敷地内の空きスペースや空き店舗等において、商業者等の事業の活性化のために、自らが駐輪場を確保できるよう図っていきます。また、歩道等の道路用地についても、商業者等からの要請に基づき、道路管理者や交通管理者等と協議していきます。

(ウ) 駐輪場の短時間利用者への対応

買物等を目的とした短時間利用については、現在、駅前大通り東西駐輪場や八重咲町第2駐輪場等にて、2時間無料の駐輪スペースを確保しています。買物客等の利便性をより促進するため、利用しやすい駐輪場の料金体系の見直し等を、公益財団法人平塚市まちづくり財団と協議をしながら進めていきます。

(2) 定期利用待機や出発地から考える定期駐輪需要への対応

駅北側の駐輪需要は満たされているため、駅南側の駐輪需要に対して、次のとおり対応します。

①駐輪場新設及び増設による対応

利用者の特性に応じた新規駐輪場整備について費用対効果と利便性を優先した適地確保を進めるとともに、公益財団法人平塚市まちづくり財団が実施する調査結果をもとに既存駐輪場の改修などによる増設を並行して行うことで、定期駐輪場の需要に対応していきます。

②運営面での対応

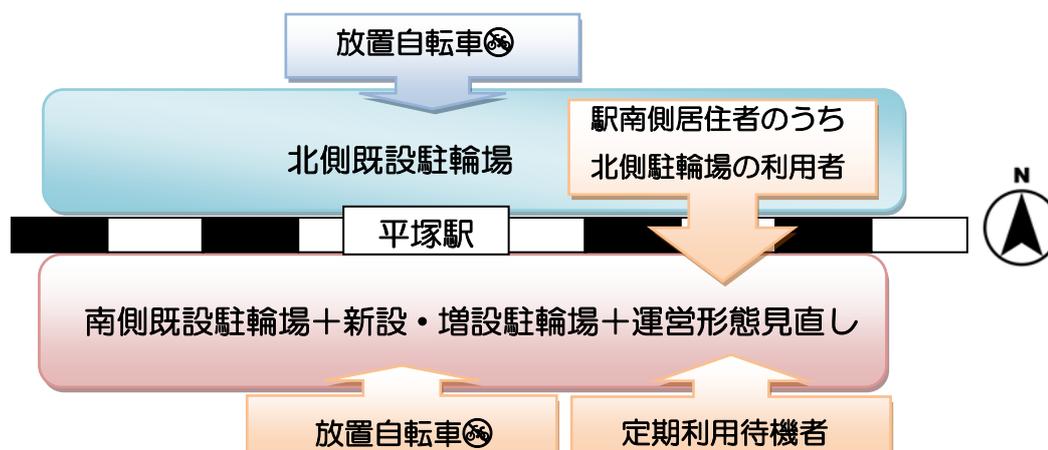
駅南側の定期利用の需要に対応するために、駅南側の駐輪場を一時利用から定期利用に転用し、一時利用の収容台数確保は民間駐輪場に任せるよう検討します。一時利用駐輪場を定期利用に転用することで、定期利用の自転車を新たに収容していきます。

また、駐輪状況を分析しながら定期利用待機者を減少させるよう駐輪場の運営形態について公益財団法人平塚市まちづくり財団と協議しながら進めていきます。

(3) 民間自転車等駐車場補助制度の促進

現在の公営駐輪場とは異なる利用形態や、利便性という面から検証した場合、民間自転車等駐車場の整備は引き続き望まれます。今後も「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」及び「民間自転車等駐車場運営費補助金制度」を周知し、制度の活用を促進していきます。

駐輪場整備後の利用者の流れ



2-3. 駐輪場整備における将来的な取組

駐輪場整備における将来的な取組について、以下の事項を検討します。

(1) 駅前大通り東西駐輪場における将来的な取組

平塚の玄関口としての風格ある駅前づくりを目標とし、みどりの見え方の工夫や良好な景観の形成などに配慮することから、各地域における自転車利用者の動向や、民間駐輪場の整備状況等を勘案しながら、将来的には段階的に廃止します。

(2) 駅西口周辺駐輪場における将来的な取組

「平塚都市計画都市再開発の方針」において駅西口周辺は再開発を予定していることから、当再開発が行われるまでは、駅西口第1、2、3駐輪場を引き続き使用します。

(3) 駅南口広場駐輪場における将来的な取組

公益財団法人平塚市まちづくり財団と協議のうえ、定期利用からいつでも転用可能な一時利用駐輪場やシェアサイクル利用等へ転換していきます。その際には交通管理者等と協議し、駐輪場利用者の自転車の動線等の安全対策を図ります。

なお、駅南口広場は、平塚の玄関口としての風格ある駅前づくりのため、人がたまる空間の創出などを進めることから、再整備する際には、存続の有無を検討します。

(4) 将来的な需要への対応

現在は利用を控えている潜在需要や転入者への対応を視野に入れ、利用者の特性に応じた新規駐輪場の整備についても状況に応じて適地確保を進めていきます。

3. 駐輪マナーの向上

3-1. 啓発活動による意識変化の推進

自転車利用者の駐輪場利用に対する認識を徹底するため、関係機関・団体の協力を得ながら、駐輪マナーアップキャンペーン等の啓発活動を継続して積極的に実施します。啓発活動では、チラシや駐輪場マップ等を駅周辺や市内の学校等にて配布しながら、マナー向上や駐輪場の場所等の施設情報を呼び掛けていきます。また、自転車等放置禁止区域内にある周知看板の新設や新しいものへの交換、既設看板の設置箇所の見直しも行っていきます。

なお、自転車利用における交通ルール・マナー啓発に関する総合的な取組は、第5章『守る』にて詳述します。

自転車は駐輪場へ

買物客の皆様へ 大切なお知らせ

放置自転車等は、歩行者の安全な通行、防災活動、まちの景観の妨げになります。自転車等は必ず駐輪場に止めましょう。

- ◆自転車等を道路・歩道等にとめて撤去されると…
- 移動、保管等に係わる費用として、
- 自転車一台につき **2,000円**
- 原動機付自転車一台につき **4,000円**
- 引取りの時にがかかります。



3-2. 自転車利用者の適正な現場誘導

自転車利用者が自転車等放置禁止区域内に放置しないよう、自転車等整理指導員等によって駐輪場へ適正に誘導します。また、公益財団法人平塚市まちづくり財団が運営する駐輪場利用案内システムを用いて、空車情報を素早く発信し、空いている駐輪場へ誘導します。

駐輪場利用案内システム ※同財団ホームページにて確認できます



(桃浜町駐輪場)

4. 放置自転車の撤去徹底

4-1. 自転車等放置禁止区域内の放置自転車の撤去徹底

自転車等放置禁止区域内の放置自転車については、良好な生活環境を保持するために、継続して撤去を徹底します。その中で特に商店街においては、買い物客等による放置自転車の課題があることから、安全に歩ける空間を確保できるよう取り組んでいきます。また、禁止区域に隣接している区域外で放置自転車等が多く見受けられるところについては、放置禁止区域の拡大を図ります。

